

福岡県公共図書館等協議会新聞分担保存に関する協定書

福岡県公共図書館等協議会は分担保存館が所蔵する新聞の県内公共図書館等での有効な利用を目的として、相互に協力し、県内全体での永久保存を郷土資料として分担する協定を締結する。

(分担保存新聞)

第1条 分担保存館の分担保存新聞は、別表に定めるとおりとする。

(保管・収集)

第2条 分担保存館は、分担保存新聞については、責任をもって保管し、収集に努めるものとする。

(保存の方法)

第3条 分担保存新聞は、原紙・縮刷版、マイクロフィルム・DVD等またはデータベースで保存し、保存方法について変更が生じた場合は、福岡県公共図書館等協議会事務局（以下「事務局」という。）に連絡するものとする。

2 前項の連絡を受けた事務局は、その旨を県内公共図書館等に連絡するものとする。

(分担保存の調整)

第4条 分担保存館の分担保存新聞（本協定発効以前の新聞を含む）で、保管が不可能になったときは、事務局に連絡するものとする。

2 分担保存館が、分担保存新聞の購入等を中止しようとするとき、または、新規に分担保存新聞を追加しようとするときは、前項に準ずるものとする。

3 分担保存館が、分担保存新聞以外の新聞を廃棄しようとするときも、地区内での調整と併せ事務局に連絡するものとする。

4 前3項の連絡を受けた事務局は、当該新聞が他の分担保存館の保存に属するものであれば当該館に連絡して、欠号、破損等の補充の便をはかるとともに、その他適当な調整事務を行うものとする。

調整結果については、当該年度の委員会に諮り、承認を得る。

5 事務局は、協定書別表について、所蔵館の名称や所蔵事項（巻号名、期間、欠号等）の変更等による修正を、事項発生（判明）時点において、事務局長決裁で行う。

(分担保存新聞の利用)

第5条 分担保存新聞は、当該分担保存館の利用規則により、利用するものとする。

(連絡協議)

第6条 本協定の実施に関して必要な事項については、そのつど連絡協議をするものとする。

改正：平成 2年 6月 19日
平成 4年 10月 21日
平成 4年 12月 3日
平成 12年 5月 28日
平成 20年 6月 4日
平成 24年 5月 11日
平成 27年 5月 15日
令和 2年 7月 3日

福岡県公共図書館等協議会新聞分担保存実施細目

(目的)

第1条 この細目は、「福岡県公共図書館等協議会新聞分担保存に関する協定書」（以下「協定書」という。）に基づき、分担館が責任を持って収集・保管する協力体制を維持するために必要なことを定めることを目的とする。

(協定書等の引継ぎ)

第2条 福岡県公共図書館等協議会事務局（以下「事務局」という。）は、年度当初に協定書等を各分担館へ送付する。

2 各分担館は協定書等を確認し、確認書（様式第1号）を事務局へ提出する。

(分担保存の中止)

第3条 分担館が分担保存新聞の購入等を中止しようとするときは、事前に、理由等を記した分担保存中止申請書（任意）を事務局に提出する。

第4条 分担館が分担保存新聞の収集・保存等を中止しようとするときは、所属する地区の他の加盟館が分担保存新聞を継承するよう努める。

2 地区の資料収集・保存委員は、地区内に分担保存新聞を中止しようとする図書館がある場合、該当新聞の継承先の調整をするよう努める。

第5条 前4条2項の調整がまとまらなかった場合、図書館課題検討委員会、理事会または総会で協議を行い調整する。

第6条 分担保存中止申請書を提出した図書館は、第4条または第5条の結果が出るまで、該当新聞を廃棄してはならない。

(分担新聞の完結)

第7条 分担館が収集している分担保存新聞が、完結または休刊になった場合は、保存のみ継続するよう努める。

2 前項の保存ができなくなった場合は、資料収集・保存委員会、理事会または総会で協議を行い調整する。

3 分担館が分担保存新聞の収集のみ中止する場合も、同じ取り扱いとする。

附則

この実施細目は、平成20年 6月 4日から適用する。

この実施細目は、令和 2年 7月 3日から適用する。

福岡県公共図書館等協議会
新聞分担保存確認書

令和 年 月 日

福岡県公共図書館等協議会長 殿

図書館名
館長名
担当者名

当館は、福岡県公共図書館等協議会加盟館が所蔵する新聞の有効な利用のため、下記新聞の分担保存を継続します。

記

分担新聞

番号	新聞名	所蔵期間	備考
1			
2			
3			
4			
5			